

## 岡山県に緊急事態宣言が発出されている期間におけるアルバイトについて

学生主事

岡山県に緊急事態宣言が発出されている期間については、感染が急拡大している地域（主に岡山県南部地域）でのアルバイトは自粛するようお願いいたします。（宣言期間中は、アルバイト許可書の発行を行いません。）また、これまで通り、以下の点に注意をお願いいたします。

※保健所等からの調査は保護者での対応となりますので、必ずご家庭でアルバイト先等を把握しておいてください。

アルバイトは保護者の許可と責任のもとで行うものとし、下に示す手続きに従う（学生生活ガイドブック p. 29）。寮生については寮での指示に従うこと。

★アルバイトに関する手続き〔学生生活ガイドブック（p. 29）から抜粋〕（詳細はガイドブックを確認すること）

やむを得ずアルバイトをしなければならない場合、保護者、学級担任と相談してください。特に1～2年生は、保護者、学級担任の許可を得、所定の届けを出してください。

ただし、学年を問わず、次のような種類のアルバイトは認められません。

- ①帰宅帰寮が夜10時以降となる業務
- ②風俗営業に属する業務
- ③その他危険・有害な業務

以上